第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１　法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、２及び３に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。
２　試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、平成30年（2018年）から令和４年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。
３　国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ２において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ３以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。
第７～第９　（略）
（別紙２―44　まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源））
第１　（略）
第２　管理年度
７月１日から翌年６月末日まで（ステップ２）
第３～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１　法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、２及び３に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。
２　試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。
３　国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ２において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ３以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。
第７～第９　（略）
（別紙２―45　まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源））
第１　（略）
第２　管理年度
７月１日から翌年６月末日まで（ステップ２）
第３～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１　法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、２及び３に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。
２　試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。
第７～第９　（略）
（別紙２―44　まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源））
第１　（略）
第２　管理年度
７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）
第３～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。
第７～第９　（略）
（別紙２―45　まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源））
第１　（略）
第２　管理年度
７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）
第３～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。